

平成 25 年度地域密着型サービス
施設整備事業募集要項

曾 於 市

地域密着型サービスに係るサービス指定について

1 地域密着型サービスの創設

「地域密着型サービス」とは今後の高齢化社会において、認知症や独居者の増加等が予想されることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを新たに類型化し、市町村が事業者を指定し指導監督を行うものである。（改正介護保険法第78条の2）

2 指定するサービスの種類

(1) 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホームは、要介護者が入所し介護サービスを受ける地域密着型の介護施設です。25年度は、末吉地区に小規模特別養護老人ホームを1箇所（29床）整備します。

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が共同生活を営む住居で受けるサービスです。25年度は、末吉地区に認知症高齢者グループホームを1箇所（18床）整備します。

なお、今回の指定は閉校施設（南之郷中学校）を活用した提案型の公募といたします。

- ① 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の併設型
- ② 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の単独型
- ③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の単独型

3 土地及び建物の概要

- (1) 公募場所 曾於市末吉町南之郷8130番地（旧南之郷中学校）
- (2) 用途地域 都市計画区域外 建ぺい率・容積率：指定なし

棟番号	枝番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積㎡	事業区分	耐震性の有無
1	1	校舎	R	普通教室棟	昭和54年8月	60	32	28	1,322	国庫	有
1	2	校舎	S	購買室	平成1年3月	40	23	17	8	単独	有
1	3	校舎	S	配膳室	平成1年10月	40	22	18	15	単独	有
2		校舎	W	プール付属室	平成11年8月	24	12	12	60	国庫	有
3		屋体	R	屋内運動場	昭和58年3月	60	29	31	600	国庫	有
14	1	校舎	S	開放事業倉庫	昭和59年3月	40	28	12	52	単独	有
14	2	校舎	S	開放事業倉庫	平成1年3月月	40	23	17	4	単独	有
15		校舎	S	開放事業便所	昭和59年3月	40	28	12	12	単独	有
17		校舎	R	特別教室棟	平成1年3月	60	23	37	450	国庫	有
18		校舎	W	倉庫	平成1年3月	24	23	1	8	単独	有
				運動場					7,237		

4 応募資格

- (1) 選定後、速やかに地域密着型サービスを開設し、継続して運営する法人であること（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、社会福祉法人に限る）。
- (2) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (3) 選定後、速やかに施設整備に着手すること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項のいずれの規定にも該当していないこと。

5 整備方針

- (1) 整備予定以外の事業については受付けない。
- (2) 市内法人又は市内に介護サービス事業所等を有する法人を優先する。
- (3) 施設整備に当たっては、事業者自らが整備することを基本とし、市では整備しない。
- (4) 市の福祉の向上に資する利用計画であること。
- (5) 地域との調和や地域振興に資する利用計画であること。
- (6) 継続性や雇用など波及効果のある利用計画であること。
- (7) その他市の発展や住民サービスに資する利用計画であること。
- (8) 居室（療養室等）を2階以上に設ける場合は、屋内の直通階段及びエレベーターの設置をすること。（地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準・消防法・建築基準法・その他関係法令、基準等要参照）
- (9) 併設での整備を優先する。（※「2 指定するサービスの種類」参照）

6 施設利用の条件

- (1) 当該地域や地域住民に迷惑を及ぼさない利用とします。
- (2) 校舎、運動場（以下「施設等」という。屋内運動場は除く。）の一括利用を基本とします。ただし、運動場は地域に対し開放を継続する方向で進めていきます。なお、利用計画の内容によっては運動場への新規建設を認めます。（※市との事前協議を要します。）

- (3) 施設等は無償貸与を基本とします。
- (4) 貸与の場合、施設利用者から第三者への貸与はできません。
- (5) 施設等の改修及び解体等をするときは、事前に市の承認を受けなければなりません。これに要する費用は、施設利用者の負担とします。市からの補助はありません。
- (6) 施設における光熱水費等の維持管理費は施設利用者の負担とします。
- (7) 利用期間は、曾於市条例及び規則に則り対応します。
- (8) その他の条件については市と施設利用者の協議によって決定します。
- (9) 貸与の場合の利用期間については、原則として5年間としますが、市との協議で更新することができます。なお、利用期間の内容により、利用決定から開始までの間、関係省庁からの認可に一定期間を要しますので、ご了承ください。

7 サービス指定に関する事務の流れ

- (1) 募集要項の掲示 平成 24 年 6 月 1 日 (金)
 - (2) 申請受付 平成 24 年 8 月 27 日 (月) ～ 31 日 (金)
 - (3) 県との事前協議 (必要により県より助言・勧告)
 - (4) 事業者審査 (運営委員会の意見聴取)
平成 24 年 9 月 14 日 (金) の予定
- 事業計画について 15 分程度説明をお願いします
(申込事業者参加は各 2 名までとします)。
- (5) 事業者決定 平成 24 年 9 月 28 日 (金)
 - (6) 事業所台帳 (サービス種別ごとに作成) への登録
 - (7) 県への事業所情報の提供 (県の事業所台帳への登録・国保連合会への情報送付)
 - (8) 指定通知

8 申請様式の配布

申請様式については公告日以降、曾於市役所 本庁 保健課 介護保険係において募集要項と併せて事前配布いたします。

9 応募書類の提出

事業選定に応募する事業者は、「提出書類一覧表」に規定する応募書類を提出してください。

- (1) 提出期間 平成 24 年 8 月 27 日 (月) から 平成 24 年 8 月 31 日 (金) まで
- (2) 時 間 午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (3) 提 出 先 曾於市役所 本庁 保健課 介護保険係
- (4) 提出方法 上記提出先に持参することとします。
- (5) 提出部数 正本 1 部 (応募者においては控えを保管しておいてください。)

※ 応募期間終了後は、法人の都合による計画の変更は認めません。なお、

本市が必要と判断した場合には、書類の追加・補正・説明を求めることがあります。

1 0 関係法令等の遵守

応募者は事業を実施するに当たり、必要とされる次の関係法令・関係条例を遵守してください。

- (1) 老人福祉法
- (2) 介護保険法
- (3) 建築基準法
- (4) 農地法
- (5) その他の関係法令・関係条例等

1 1 事業の審査及び決定

応募者から提出された書類は、地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえ、下記の指針に基づいて審査し、市長が決定します。

- (1) 曾於市介護保険事業計画及びその他の関連計画との整合性
- (2) 地域密着型サービス創設の趣旨及び考え方との整合性
- (3) これまでの事業実績及びこれまでの本市各計画への協調性
- (4) 地域住民の理解・支援・協力体制
- (5) 事業に係る財源の確保・調達方法及び食事経費等適正な利用料金に関する考え方
- (6) 事業を経営するために必要な組織・人材の準備状況
- (7) その他必要とされる事項

※ この事業計画の募集において、応募者がいない場合又は審査の結果により全ての事業計画が本事業の目的を達成できないと判断した場合は事業の決定を行わない場合があります。

1 2 応募に当たっての留意点

(1) 重複申請の禁止

1 事業者の申請は1つとし、別のグループ構成団体一員として申請することとはできません。

(2) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載をしていた場合には、応募を無効といたします。

(3) 費用負担

応募に関し必要な費用は応募者の負担とします。

(4) 申請の辞退

申請を行った後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 申請書類の取扱い

申請書類等は理由の如何に関わらず返却いたしません。提出された書類は、選定に係る審査のため必要な場合を除き応募者の了承を得なければ公表いたしません。

(6) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても本市の了承を得ることなく第三者に対して関係書類を使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(7) 接触の禁止

本市関係職員並びに本件関係者に対して本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(8) 現地調査

本件申請に当たり、旧南之郷中学校の施設等を現地調査する場合は、事前に、下記の問い合わせ先に連絡し、許可を得てください。

※ 当要項は募集開始時点のものであり、今後各種法令等の改正や制定によっては内容が変更となる場合があります。その際には変更となった内容に沿って事業を進めていただきます。

申請書類の配布及び書類の提出並びに問い合わせ先

曾於市役所 保健課 介護保険係（本庁 庁舎1階）

電話 0986-76-8806（内線1012, 1013）

FAX 0986-28-8140

提出書類一覧表

書類の名称	提出にあたっての注意事項
事業計画書《様式1》	募集対象でない事業を併せて整備する場合は、募集対象外のサービスについても記載すること。
施設運営方針《様式2》	1枚に限らず、数枚になることも可。
職員の配置計画等《様式3》	
管理者履歴書《様式4》	
法人登記簿謄本	コピー不可。法務局にて交付。
法人印鑑証明書	コピー不可。法務局にて交付。
法人決算書の写し	直近の1事業年度分を提出。法人代表者印により原本と相違ない旨の証明がされたものを提出すること。
現在運営している法人概要 《様式5》	現在運営している全事業について提出すること。
既存借入の償還計画書 《様式6》	現在、法人として借入がある場合は、全ての借入について提出すること。
当事業に関する借入の償還 計画書 《様式6》	今回の施設整備に関する新たな借入に関して記載すること。 既に整備が終了しており既存借入に計上している場合は不要。
収支計画書《様式7》	事業所開所初年度から3ヵ年度分を作成すること。介護報酬については平成24年の新規報酬にて算定すること。
建物の配置図・平面図・各 室の面積表	任意の様式とするが、平面図には各室の縮尺を記入すること。
法人税納税証明書	非営利団体については代表者個人の納税証明書とする。市区町村役場税務担当課にて交付。

平成25年度地域密着型サービス施設整備事業

募集要項の掲示(平成24年6月1日(金))



申請受付(平成24年8月27日(月)~31日(金))



県との事前協議



事業者審査(運営委員会の意見聴取)(平成24年9月14日(金))



事業者決定(平成24年9月28日)



地区住民説明会(10月予定)



県(教育委員会)との事前協議



大臣への報告



事業所台帳への登録



県への事業所情報の提供



指定通知